

令和7年 多賀町議会3月第1回定例会会議録

令和7年3月4日（火） 午前9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻	君	6番	川岸	真喜	君
2番	一之瀬	浩治	君	7番	富永	勉	君
3番	大谷	重温	君	8番	山口	久男	君
4番	近藤	勇	君	9番	神細工	宗宏	君
5番	木下	茂樹	君	10番	菅森	照雄	君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のため出席した者の職氏名

町長	久保久良	君	産業環境課長	野村博	君
会計管理者	岡田伊久人	君	地域整備課長	飯尾俊一	君
企画課長	藤本一之	君	学校教育課長	伊東瑞江	君
総務課長	本多正浩	君	教育総務課長	谷川嘉崇	君
税務住民課長	小菅俊二	君	生涯学習課長	竹田幸司	君
福祉保健課長	林優子	君	監査委員	寺西久和	君

◎議会事務局

事務局 長 大岡 まゆみ 書記 渡邊 美和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（3月4日～25日 22日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 施政方針および行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 産業建設常任委員長報告
日程第7 選 第 1号 多賀町選挙管理委員会委員の選挙
日程第8 選 第 2号 多賀町選挙管理委員会補充員の選挙
日程第9 議案第 4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第10	議案第 5号	多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第 6号	多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第 7号	多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第 8号	多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第 9号	多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第10号	多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第11号	多賀町長期継続契約条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第12号	多賀町海外研修事業基金の設置および管理に関する条例を廃止する条例について
日程第18	議案第13号	高取山ふれあい公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第14号	令和6年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について
日程第20	議案第15号	令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第21	議案第16号	令和6年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第22	議案第17号	令和7年度多賀町一般会計予算について
日程第23	議案第18号	令和7年度多賀町国民健康保険特別会計予算について
日程第24	議案第19号	令和7年度多賀町介護保険事業特別会計予算について
日程第25	議案第20号	令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第26	議案第21号	令和7年度多賀町育英事業特別会計予算について
日程第27	議案第22号	令和7年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について
日程第28	議案第23号	令和7年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について
日程第29	議案第24号	令和7年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第30 | 議案第25号 | 令和7年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理
特別会計予算について |
| 日程第31 | 議案第26号 | 令和7年度多賀町水道事業会計予算について |
| 日程第32 | 議案第27号 | 令和7年度多賀町下水道事業会計予算について |

(開会 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和7年3月第1回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(菅森照雄君) 本定例会に町長より提出されました案件は、議案24件であります。また、議会より提出いたしました案件は、選挙2件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

5番 木下茂樹議員 6番 川岸真喜議員
を指名いたします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月18日開催の議会運営委員会において、本日3月4日から25日までの22日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から25日までの22日間に決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の3点について報告いたします。

第1、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情3件を受理しました。

第2、12月、1月、2月に実施された出納検査および定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり、報告がありました。

第3、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第4 「施政方針および行政報告」を行います。

町長から施政方針および行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和7年3月第1回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私にわたりご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、2月に入り全国的に強い寒波が続き、多賀町におきましても断続的に雪が降り、積雪も多くなりました。

このような中、多賀町では事業者への委託や滋賀県、町職員による除雪に加え、地域での除雪にもご協力を頂きました。結果として、通勤・通学、地域生活への影響につきましても大きな混乱はなかったのではないかと考えております。今後も住民の皆様の暮らしをしっかりと支える取組を充実してまいります。

さて、本定例会に提出をいたしました議案は、令和7年度一般会計当初予算をはじめ、合わせて24議案でございます。いずれも重要な議案でございますので、慎重なご審議を頂き、適切にご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、令和7年度一般会計当初予算案について少し述べさせていただきますと、予算の総額は65億1,400万円、前年度と比較しますと9億6,500万円、17.4%の増額となり、多賀町におきまして過去最大の予算規模となりました。

予算編成に当たり、第6次多賀町総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向け、安全安心なまちづくりに必要な予算を最優先に確保し、子育て支援・教育の充実、防災機能の強化、地域の元気づくりに重点配分をしたほか、福祉の充実、産業の活性化、デジタル化の推進等、国の動きに合わせた取組にも予算を確保しました。

主な投資的経費といたしましては、多賀スマートインターチェンジ整備事業が最終年を迎えたほか、防災行政無線の整備や多賀小学校、大滝小学校のトイレ改修など地域の活力や災害対策、将来を担う子どもたちが健やかに育つような環境整備など、必要な経費を計上させていただきました。

財源につきましては、税収など一般財源総額を見積もりながら、国・県からの補助金等を最大限に活用しつつ、適切な地方債の発行など将来世代に過度な負担がかからないよう留意をいたしました。限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、各所管における施策の実施状況等について、ご報告を申し上げます。

企画課所管では、国が進める地方自治体における情報システムの標準化への取組について、国の基本方針に基づき、令和3年度より順次取組を進めてまいりました。昨年12月には、国において指定されている18業務のうち、住基・税務関係の13業務につきまして、先行的に稼働できるよう業務委託契約を締結し、先月、システム導入作業に

着手いたしました。稼働まで約1年と大変タイトなスケジュールでの作業ではありますが、令和8年1月から本格稼働させるため、職員一丸となって作業を進めてまいります。

次に、税務住民課所管では、今年度の税の収納状況であります。本町におきましては引き続き高い収納率を維持しており、決算見込みでは、税込として19億4,000万円程度を見込んでおります。令和6年度と比較しますと、約1億円の増収となる見込みであります。改めて、住民の皆様の高い納税意識に感謝を申し上げる次第でございます。

福祉保健課所管では、令和5年度から教育委員会とともに取り組んでまいりました多賀町子ども・子育て応援プラン2025の計画策定につきまして、3月3日、昨日、子ども・子育て会議にて最終協議を終了いたしました。次期計画におきましては、現計画の基本理念である「みんなで 応援 子どもと子育て 親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀」を継承し、安心して子育てができるまちの実現を目指し、各課連携しながら、今後もより一層、取組を充実してまいります。

同じく、昨年度より取り組んでまいりました第3期多賀町健康増進計画・食育推進計画につきましても、パブリックコメントの募集を終了し、計画策定の最終段階に入っております。本計画におきましては、「みんな健やか、はつらつ元気 健康実感！多賀のまち」を基本理念とし、心身ともに健康に暮らし続けられるまちづくりをしっかりと進めてまいります。

これら2つの計画につきましては、速やかに概要版を全戸配布し、住民の皆様にもご理解、ご協力を頂きながら、一体となって進めてまいりたいと考えております。

次に、産業環境課所管についてであります。さきの臨時会におきまして議決いただきました物価高騰対策につきましては、農業者や小規模事業者の方々等、対象となる皆様に早期に支援が行き届くとともに、申請漏れ等がないよう周知徹底に努めてまいります。

また、3月1日には第34回多賀の農業・農山村を考えるつどいを開催し、多くの方にご参加いただきました。今回は、農業分野で多賀町と類似する地域でご活躍の甲賀市土山町の農事組合法人すごいええのう鮎河の小倉様をお迎えし、「中山間地域での農業後継者育成の取り組み」と題しご講演していただき、また林業分野では、滋賀県森林組合東部事業所より森林境界明確化事業の取組を報告していただきました。

地域整備課所管では、多賀スマートインターチェンジ整備事業の上り線について、中日本高速道路株式会社との協定に基づき、早期の供用開始に向け、鋭意工事を進めております。

次に、教育総務課所管では、新年度を間近に迎え、多賀小学校で実施をしておりました南校舎普通教室増築工事につきまして、2月末に完了検査を終え、引渡しを受けました。4月から入学、在籍する児童の学校生活に支障が出ないよう、学習環境の整備について遺漏なく対応してまいります。

また、中学校給食につきまして、新年度よりふれあいの郷の配膳室を利用し、より充

実した食物アレルギー対応が図れるよう、現在準備を行っております。子どもたち一人一人に対応した安心安全な給食の提供に努めてまいります。

学校教育課所管では、継続して実施しております鳥取県三朝小学校と多賀小学校、大滝小学校とのオンラインによる交流事業を12月と2月に行いました。それぞれの学校紹介や地域の良さについて、タブレットを活用し、工夫を凝らし、発表し合いました。お互いの学校や地域について知るとともに、自分たちの学校やふるさと多賀町の良さについて改めて考える機会となりました。子どもたちが多賀町を誇りに思ってくれるなど、この機会をきっかけに大きく成長してくれることを期待しているところであります。

生涯学習課所管では、1月12日、多賀結いの森において多賀町はたちの集いを挙行了しました。当日は、対象者61名のうち55名が出席し、議員、恩師の方々とともに20歳の門出を祝福させていただきました。実行委員の久保田凌央さんから、これからも学び続ける姿勢を大切にしていきたいなど力強い決意表明もあり、大変頼もしく思った次第であります。

このほか、1月25日、26日には公民館まつりを開催し、有意義な活動ができたと感じております。特に、文化展やステージ発表以外にも、昨年から引き続きプチマルシェを開催し、食だけでなくリースや野菜の販売など、文化協会の加盟団体同士の共演もあり、各団体の結びつきが深められたと感じております。

また、1月には、東京日本橋にて行われました古代ゾウに関連した取組を行っている自治体が集うナウマンゾウサミットに参加し、多賀町としてアケボノゾウ化石多賀標本を生かした取組をPRしてまいりました。今後も様々な機会を通じ、自然と歴史、文化に恵まれた多賀町のすばらしさ、魅力を発信してまいりたいと考えております。

以上、3月議会定例会の開会に当たり、行政の近況についてご報告を申し上げます。

なお、本日提案をさせていただきます議案の内容につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） これで施政方針および行政報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

4番、近藤勇総務常任委員長。

〔総務常任委員長 近藤勇君 登壇〕

○総務常任委員長（近藤勇君） 閉会中におけます総務常任委員会の調査結果を会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

1月28日午前9時より、委員5名と執行者側より町長、税務住民課長、同課長補佐、同係長ならびに主査の出席を求め、委員会を開催いたしました。

今回の調査では、税務住民課所管の事務調査として、1点目、税務住民課所管の概要について、2点目、固定資産税の徴収について、3点目、国民健康保険事業について、4点目、後期高齢者医療事務について、この4点について説明を求め、質疑応答を行いました。

最初に、1点目の税務住民課所管の概要については、税務住民課では、税務係、住民係、保険年金係で構成されている。税務係は住民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税等の業務、保険年金係は国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険料等の業務に携わっている。

町税の予算現額は18億4,570万円、調定額でいきますと19億4,604万円で、歳入予算総額のうち予算現額で30.4%を占めており、収納率は12月末では78.1%であったというふうに伺っております。

また、住民係は戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、マイナンバーカード関係、福祉医療等の業務に携わっております。

戸籍関係では、令和6年3月末で戸籍数は4,718戸籍、1万1,478人の本籍の人口数となっている。また、住民基本台帳関係では、令和6年3月末で2,957世帯、7,395人の登録となっており、うち65歳以上は2,468人、33.4%の高齢化率となっている。

また、マイナンバーカード関係では、令和6年12月末現在で6,118人が所有され、交付率は83.3%となっている。

福祉医療とは、乳幼児、重度障がい者、あるいは母子家庭、父子家庭、一人暮らしの寡婦等の方が医療機関を受診したときに、保険診療の自己負担額の一部または全部を助成するもので、令和6年12月末で1,726人の方が対象者となっていますというところでございました。

2点目の固定資産税の徴収業務は、土地、家屋、償却資産に課税するもので、個人、法人合わせて土地が4,967筆、家屋が3,608棟、償却資産が430件で、令和5年度の調定額は10億9,028万円。収納済額は10億8,441万円で収納率は99.5%となっているということでもございました。

保険年金係の(3)国民健康保険事業については、後期高齢者医療制度の対象者、職場の健康保険に加入している方、または生活保護を受けている方のほかは全て国民健康保険に加入することとなります。世帯単位での加入となり、世帯主が納税義務者となっております。令和6年12月末で920世帯、1,378人の方が加入しておられるということでもございます。

保険税については、令和9年度から滋賀県下での保険料水準の統一に向け、取組が現在進められているということでもございます。なお、世帯の所得に応じて均等割額が軽減されることとなっています。令和6年12月末現在で調定額は1億3,598万円、収納額は8,890万円で、収納率は65.4%となっているということでもございます。保

険給付は6億645万円となっている。

また、4点目の後期高齢者医療事業については、原則75歳以上の全ての方が加入しますということで、令和6年12月末で1,424人の方が加入しておられます。

保険料については、高齢化の進展や医療の高度化により、医療費が年々増加することから、制度の健全運営を維持するため、2年ごとに保険料の見直しが行われ、令和6年、7年度の保険料の上限は80万円となっているということでございます。なお、世帯の所得に応じて均等割額および平等割額が軽減されることとなっているということでございます。

令和6年12月末現在で調定額1億440万円、収納額6,515万円、収納率は62.4%となっていると説明がありました。

以上、説明を受けた後、引き続き、質疑応答に入りました。

委員から、マイナンバーカードの有効期限は10年とあるが、本人確認のための電子証明書の有効期限は短いと思うがとの質問に対し、カードの有効期限は10年です。電子証明は5年で、5年を超える2、3か月前に国から通知がある。それをもって役場で手続きができますと答弁がありました。

委員から、固定資産税については家屋や土地があると思う。土地の山林や田畑の区分などは正確にデジタル化されているのかとの質問に対し、固定資産税の課税の資料として地番図がある。これは法務局の公図を基に作成していて、町が課税を行う上で、所在と位置関係のある程度把握するための資料という位置づけになっていると答弁がありました。

委員から、税金等を払わない方への対応はどのようにしているのかとの質問に対し、滞納整理に係るマニュアルに基づいて対応している。納付書の送付、督促状の送付、電話、訪問等の実施、それでも駄目なときは預貯金調査、差押えを行っているとの答弁がありました。

委員から、国保制度の出産育児関係についての質問に対し、出産育児一時金50万円と産前産後の保険料の軽減がありますと答弁がありました。

委員から、外国人の方の登録が59人とあるが、税務住民課の関わりはどの質問に対し、主に転入時の対応であり、就労先の方と一緒に来られることが多いので、そのときは話ができる方がついてきてくださることから、他言語等で直接困っていることはない。また、この人数は、永住、就労、全てを含めた人数であると答弁がありました。

委員から、ヘルスアップ教室やライザップ事業の詳しい内容と受講者数はどの質問に対し、両事業とも所管は税務住民課で、日常の運営は福祉保健課となっています。対象者は約400人で、三、四十人程度の受講ですと答弁がありました。

委員から、マイナンバーカードと保険証の紐づけはどの質問に対し、国保は令和6年12月末現在、1,375人中1,020人で74.2%、後期高齢者医療では、令和6年10月末現在、1,415人中995人で70.3%となっていると答弁がありました。

最後に町長から、出生者数は4月から12月の9か月間で19人と、最近10年間の約半分となっています。転入者は138人、転出者数は110人で、プラス20人となった。

また、町税については、例年の額を1億円程度超え、19億円程度となる見込みである。これは数社が工場建設、設備投資をされた影響かと思っていると説明がありました。

以上で、閉会中における総務常任委員会の調査は全て終了いたしましたので、結果報告といたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

8番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

1月21日午前9時より、委員全員と議長、執行者側より町長、野村産業環境課長、三木課長補佐の出席を求め、委員会を開きました。

案件は2件で、(1)多賀森林循環事業協同組合の今年度活動報告と運営体制について、(2)ため池事業についてです。

(1)多賀森林循環事業協同組合の今年度活動報告についてです。運営体制は、理事長、副理事長と3名の理事と監事2名、社員1名と地域おこし協力隊の9名体制であります。

運営状況について、地方創生推進事業を活用した平成28年度からの第1期では、森林事業計画策定、森林現況調査、木材供給実現可能性調査、木材供給実証業務を行い、森林団地化等の支援や林業技能者育成などの各種補助金も創設をした。令和2年度からの第2期では、①人材育成事業は、社員1名の雇用を確保し、技術向上を図っている。②原木流通土場事業では、滋賀県森林組合施業林から搬入される木材を多賀土場において町所有のグラップルにより仕分作業を行った。③製品開発事業は、多賀産木材の販売促進を図るため、品質、規格を整える試験および試作を行い、併せてコスト、工程の検証を行った。実績として足形・手形木製盾の制作、販売をしている。④販売戦略事業は、多賀産木材の普及促進を図るための情報発信や販売方法の検討を行い、ホームページを開設し、更新している。⑤製材施設整備事業は、太陽熱利用木材乾燥庫の建築整備で、町内の製材所に設置している。⑥森林公園活性化事業は高取山ふれあい公園において情報発信および誘客資源となる事業の検討です。

今後の取組、課題として、継続して多賀産木材が搬入される施業計画の策定、付加価値を整えた商品開発、製材、加工に従事する人材の確保、雇用を継続するため、多賀森林循環事業協同組合の経営基盤の安定、確立が必要であるなどの説明がありました。

次に、(2) ため池改修事業計画についてです。

滋賀県のため池の多くは、造成後100年以上が経過し、草木が繁茂するなど、日常管理が十分に行われていない、または利用されていないため池が多く、災害の要因になることが懸念される。このことから、決壊した場合に下流域への影響の高いため池を優先して整備するほか、万一の際の被害を軽減するための対策を講じることが急務となっている。そのため、防災対策の対象を下流への影響が高い防災重点農業用ため池とする。滋賀県ため池点検、ため池ハザードマップの作成、地震・豪雨耐震性評価、劣化状況評価などが実施されている。ため池工事特措法との整合を図り、ため池中・長期整備計画とし、令和元年度から令和12年度までの12年間とする。防災重点農業用ため池は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池であり、優先的に防災、減災対策を推進するとしています。減災対策として(1) ため池ハザードマップの整備、(2) ため池マップの整備、(3) ため池の低水位管理、(4) 情報連絡体制の整備となっています。

多賀町では、21か所のため池のうち18か所が防災重点農業用ため池となっています。

今年度事業として、富之尾地先の前野池改修事業で、工期は令和6年7月5日から令和7年1月10日で、調査、測量業務で、工法は現況のブロック積みから重力式擁壁による改修となる。事業費は2,000万円であります。

県事業である農村地域防災減災事業、ため池整備事業、ため池総合整備工事の対象は、令和6年度新規採択を希望し、令和7年度に採択を受けた尼子池、令和7年度採択希望の木曾池であります。

尼子池は、事業工期令和6年度から令和9年度であり、総事業費は1億6,070万円であり、事業費の負担割合は国庫55%で8,800万円、県費34%で5,400万円、多賀町負担は11%で1,700万円であります。事業内容は、ため池総合整備事業で、主要工事は、堤体工、延長48m、堰堤4.6m、洪水吐工、延長16.7m、取水施設工、延長27.5mとなります。

次に、木曾池は、事業工期、令和7年度から10年度であり、総事業費は2億9,770万円であり、事業費の負担割合は、同じく国費55%で1億6,400万円、県費34%で1億100万円、多賀町負担は11%で3,300万円であります。事業内容は、ため池総合整備事業で、主要工事は、堤体工(中池)、延長74m、堰堤6.4m、堤体工(下池)、延長64m、堰堤3.4m、洪水吐工2か所で、取水施設工2か所となります。以上の説明がありました。

以上の説明の後、前野池、それから町内製材所(木材乾燥庫)、そして尼子池、木曾

池の現地視察を行い、第1委員会室で、その後、質疑を行いました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

(1) 多賀森林循環事業協同組合の今年度活動報告について、原木流通土場の利用について、森林組合施業林から木材搬入とあるが、大滝山林組合からは搬入されていないのかとの質疑に対し、大滝山林組合は自所での流通が可能であり、多賀土場での木材は現在のところありませんとの答弁がありました。

販売戦略事業において、ホームページの更新は最近ではいつされたか。また、閲覧数はどうなのかとの質疑に対し、ホームページを立ち上げたことは確認しており、今年度、内容を精査するため更新したと伺っている。詳しい内容までは確認しておりませんとの答弁がありました。

多賀森林循環事業協同組合に対する支援等についての質疑に対し、山林所有者は、木材の価値が低迷の中、自分の山に関心を持っていただけないことから、町が主導となり、山林の境界明確化事業を進めていく。また、林産材育成のため、搬出間伐を中心とした健全な山づくりをすることが求められている。しかし、現在、町の林業担当職員は2名であり、そのうち1名は主として獣害対策を担当しており、実質の森林施策は1名で担っている。境界明確化事業を推進するため、多賀森林循環協同組合に一翼を担ってもらえる取組をお願いし、町職員と多賀森林循環事業協同組合と滋賀県森林組合が連携し、境界明確化事業を進めていくことが、同時に滋賀県森林組合の搬出間伐を促進する事業にもつながる。

また、加工から販売までを目的としており、現在の事業を考えながらゆっくり着実に進める必要があります。木材乾燥施設整備費用は約900万円であり、そのうちの約450万円が国庫交付金で、残りは町が負担していますが、その設備は太陽光を利用しており、ほとんど維持費の必要がありません。今後、多賀町内の工務店にも利用してもらえそうなレンタル的な取組も進めていく必要があるかと思っておりますとの答弁がありました。

次に、多賀森林循環事業協同組合の経営自体は順調に進んでいるのかとの質疑に対し、材を得てそれを製品にして販売する循環サイクルの中で出口がなかなか見つけがたく、需要につながっていないことから、経営状態は厳しいと感じています。現在の収入減は、多賀土場の仕分作業であり、木材の搬入が止まってしまうと収入がなくなります。いかにして需要につなげていく取組をしていくのかを話している。現状では決して余裕がある状態ではないことを認識しています。製材や加工など技術的要件があるのであれば、ソフト事業面での取組を考え、森林施策として今から取り組んでいきたいと考えていますとの答弁がありました。

(2) ため池事業計画についてです。町内の全てのため池のハザードマップはあるのか。また、管理アプリを導入したというが、敏満寺区と共有しているのかとの質疑に対し、多賀町内18か所のため池ハザードマップがあり、町ホームページで閲覧できます。

町防災計画の中にも同じ資料があります。管理アプリについて、各ため池の点検は既に終わっております。県の発注であり、土地改良事業団体連合会が行いました。そのときに、各ため池の管理者に対し、現場に入ってもらおうという話の中で、ため池アプリの説明をさせてもらっています。敏満寺には大門池がありますので、管理アプリがあるという説明をさせてもらっていますとの答弁がありました。

次に、多賀区には多賀土田池と奥谷田池がある。2か所とも貯水量が多いため池である。多賀土田池は廃池の申請はあるが、奥谷田池に関しては下流住民の方から心配の声もある。現状はどうかとの質疑に対し、奥谷田池については、耐震調査をした結果、満水時の状態で地震が起こっても決壊はしないという結果が出ております。ただ心配であるという区の見解もあり、現在は3分の1程度、約1mの水深で管理をしています。次に、尼子区では水田耕作されていますので、田植の時期に関しましては耕作者で管理していただき、夏場の台風や大雨のときにはこちらが水位調整をさせていただき、1m程度の水位に調整をさせていただいている状況です。廃池にするには難しいため、低水位で維持するとしており、今年度システムを導入し、水位管理を行っていく予定ですとの答弁がありました。

水位管理システムについての質疑に対し、今のところは町職員での管理と思っております。管理システムは、水位情報だけでなく、静止画像ではありますが、画像上で管理する予定です。管理体制について、将来的には職員だけでなく、地元の耕作者とも調整を図りながら進めていきたいと考えています。水利用が必要な時期は耕作者が調整を行い、大雨のときは町が管理する。耕作がない時期に関しては、水を抜いて管理する方法としていますとの答弁がありました。

以上で、閉会中における産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第7 「選第1号 多賀町選挙管理委員会委員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が一括指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長が一括指名することに決定しました。

多賀町選挙管理委員会委員には、お手元に配布のとおり、田中栄一君、池尻力君、田畑彰君、神細工信二君の4人を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4人を、多賀町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人が多賀町選挙管理委員会委員に当選されました。

この後、当選の告知を行い、就任の承諾を得るものとします。

○議長（菅森照雄君） 日程第8 「選第2号 多賀町選挙管理委員会補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が一括指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長が一括指名することに決定しました。

多賀町選挙管理委員会補充員には、お手元に配布のとおり、霊正芳信君、多賀節子君、大岡秀行君、奥川明子君の4人を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4人を、多賀町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人が多賀町選挙管理委員会補充員に当選されました。

この後、当選の告知を行い、就任の承諾を得るものとします。

お諮りします。補充の順序はただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第9 「議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」につきまして、ご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、刑法等の一部を改正する法律および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、多賀町において影響を受ける条例の一部を改正するものでございます。

法律の改正点は、懲役および禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設するものであり、本町の条例においても、「懲役」および「禁錮」の文言を使用している規定について、「拘禁刑」に改めるものです。

まず、第1条の多賀町議会の個人情報の保護に関する条例、第2条の多賀町個人情報の保護に関する法律施行条例、第3条の多賀町個人情報保護審査会条例につきましては、「懲役」とあるものを「拘禁刑」に改め、第4条、多賀町職員の給与に関する条例、第5条、多賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、第6条、多賀町非常勤消防団員に係る退職金に係る退職報奨金の支給に関する条例については、「禁錮」とあるものを「拘禁刑」に改めるものでございます。

付則としまして、第1項、施行期日につきましては、法律の施行日に合わせて令和7年6月1日とするものです。

第2項から第5号につきましては、本条例の施行前、施行後に行った行為に対する罰則等の取扱いについて経過措置を設け、そごが生じないよう定めるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第10 「議案第5号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第5号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書3ページからになります。

今回の改正は、昨年8月の国の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与等が改定されたことにより、多賀町職員の給与について、国に準じ、改正を行うものでございます。

第6条第4項では、6級職（課長）の昇給の号数幅について、現行の「4号」から1号下げて、「3号」とするものでございます。

次に、第13条、扶養手当の規定でございますが、配偶者の扶養手当を令和8年度に廃止するとともに、子の扶養手当につきまして、現行の「1人1万円」から「1万3,000円」に引き上げるものです。

第14条につきましては、規則で定めることとするため、削除するものです。

第14条の2、地域手当についてでございますが、国の人事院勧告による見直しにより、支給地の区分と割合を変更するものです。

なお、多賀町におきましては、この改正で5級地4%の支給地域となるものでございます。

次に、第15条でございますが、通勤手当の改正でございますが、従来 of 在来線運賃相当額に加え、新幹線特急料金相当額を対象とし、上限につきましても「5万5,000円」から「15万円」に引き上げるものでございます。

第21条の2、管理職特別勤務手当でございますが、支給対象時間をこれまでの「午前零時から午前5時」から「午後10時から午前5時」として、2時間対象時間を長くするものでございます。

次に、期末手当の規定であります第22条第2項ですが、現在の支給割合であります「100分の127.5」を「100分の125」に、また同条第3項中、これは定年前再任用短時間勤務職員の額を規定する条項ですが、「100分の71.25」を「100の70」に改正し、6月と12月の支給率の平準化を図るものでございます。勤勉手

当の規定につきましても、第23条第2項第1号で、現在の「100分の107.5」を「100分の105」に、同項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員につきましても、「100分の51.25」を「100分の50」とし、6月と12月の支給率の平準化を図るものでございます。

第24条の2、第30条では、定年前再任用短時間勤務職員等の適用除外規定を定めるもので、定年前再任用短時間勤務職員については、住居手当を適用除外から外す規定とするものでございます。

別表第1につきましても、令和7年4月1日から行政職給料表を改めるものです。

付則については、主なものをご説明いたします。

1項、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

2項、3項では、3級以上の給料表につきましても、初号の額を引き上げることで、中堅職員以降の給与を改善するため、別表第1のとおり改正を行うとともに、切替え前の職務の級と切替え後において号給にそごが出ないよう付則別表を規定するものでございます。

4項では、扶養手当につきましても、配偶者の扶養手当の支給を令和8年3月31日までの経過措置とし、手当の額についても経過措置を設けるものでございます。

5項、6項では、地域手当について、令和10年3月31日までは4%を超えない範囲で、規則で定める支給割合を乗じて得る額とする旨規定するものとし、地域手当の支給割合について段階的な変更を行う旨、規定するものです。

8項では、規則への委任について規定するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第5号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で10時40分とします。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長(菅森照雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 「議案第6号 多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

[総務課長 本多正浩君 登壇]

○総務課長(本多正浩君) 「議案第6号 多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第5号で職員の給与に関する条例の改正を提案いたしましたが、会計年度任用職員においても職員と同様の処遇となるよう、地域手当の支給について追加の改正を行うものでございます。

第3条第1項中に「地域手当」を追加するほか、第7条の2を加え、第13条中、第15条中、支給については、正職員に準じるよう規定を加えるものでございます。

その他、第19条の2につきましては、見出しを追加するものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菅森照雄君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第6号 多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議長(菅森照雄君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(菅森照雄君) 日程第12 「議案第7号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第7号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

議案書15ページをお願いいたします。

本改正につきましては、議案第5号と同様に、期末手当の額の平準化を図るため、条例改正を行うものです。

内容につきましては、第2条第2項ただし書中の支給割合を「100分の127.5」から「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改正するものです。

付則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第7号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第13 「議案第8号 多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第8号 多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

議案書16ページをお願いいたします。

今回の改正につきましても、昨年8月の国の人事院勧告に基づく改正となります。

第8条の4では、子を養育する職員に対する深夜勤務、時間外勤務について、著しく

困難な場合を除いて、勤務をさせてはならない対象の子の範囲について、従前の「3歳未満の子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」とし、対象を拡充するものです。

第15条の3では、配偶者等が介護を必要とする状況に至った場合、介護両立支援制度等を該当職員に周知し、介護に対する意向を確認する面談を行う等、措置を講じる旨、規定するものです。

第15条の4では、介護両立支援制度が円滑に実施できるよう、勤務環境や相談体制の整備について措置を講じなければならない旨、規定するものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第8号 多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第14 「議案第9号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第9号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

議案書18ページをお願いいたします。

当条例改正につきましては、議案第5号の条例改正および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、当条例についても、改正に合わせ、条項の整理をするものでございます。

第18条の表中、議案第5号で削除しました第14条を、関連いたしますので、当条例においても削除いたします。

また、第20条においては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の

福祉に関する法律の改正による条項整理を行う改正になります。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第9号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第15 「議案第10号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第10号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

今回の改正は、令和7年度の国民健康保険事業費納付金および標準保険料率を基に、滋賀県に納付する国民健康保険事業費納付金に必要な保険税率を設定する必要があるため、改正するものでございます。

議案書の19ページをお願いします。

第3条から第5条の2までは医療分の改正でございます。

第3条は医療分に係る所得割額の税率を7.87%に、第5条は均等割額を、第5条の2は世帯別均等割額を改めるものでございます。

第6条から第7条の3までは介護分の改正でございます。

第6条は介護分に係る所得割額の税率を2.38%に、第7条の2は均等割額を、第7条の3は世帯別平等割額を定めるものでございます。

第8条から第9条の3までは後期高齢者支援分の改正でございます。第8条は、後期高齢者支援分に係る所得割額の税率を2.83%に、第9条の2は均等割額を、第9条の3は世帯別平等割額を改めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額について規定しており、低所得者層の負担軽減のために、世帯の所得に応じて、均等割額および平等割額に7割軽減、5割軽減、2割軽減を行うものでございます。

第23条第1号は7割軽減世帯について、第2号は5割軽減世帯について、第3号は2割軽減世帯について、医療分、介護分、後期高齢者支援分の均等割額および平等割額の減額を改めるものでございます。

議案書の20ページをお願いいたします。1行目の第23条第2項は、未就学児の均等割額について規定しており、課税額を改めるものでございます。

第1号は医療分、第2号は後期高齢者支援分について、7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯の課税額を改めるものでございます。

付則につきましては、令和7年4月1日から施行するもので、経過措置を規定するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第16 「議案第11号 多賀町長期継続契約条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 「議案第11号 多賀町長期継続契約条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書は21ページをお願いいたします。

今回お願いする条例の一部改正は、本条例における長期継続契約の契約期間について、5年を超えない範囲としておりましたが、耐用年数が5年を超える物品等を借り入れる場合、経済的に最も有利な契約期間での契約締結を可能とするため改正をお願いするもので、多賀町長期継続契約条例第3条に議案書記載のただし書を加え、契約期間を10年以内とするものでございます。

付則では、この条例は令和7年4月1日から施行するものと規定しております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第17 「議案第12号 多賀町海外研修事業基金の設置および管理に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹田生涯学習課長。

〔生涯学習課長 竹田幸司君 登壇〕

○生涯学習課長（竹田幸司君） 「議案第12号 多賀町海外研修事業基金の設置および管理に関する条例を廃止する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書22ページをお願いいたします。

多賀町海外研修事業基金の設置および管理に関する条例につきましては、諸外国の教育、文化等を視察研修し、有為な人材の育成を図ることを目的にしておりますが、今後、海外研修事業そのものを規定するのではなく、本町における国際交流事業の在り方について、一定の整理を行うため、本条例の廃止を付則としまして、令和7年4月1日から施行するものとし、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第18 「議案第13号 高取山ふれあい公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 「議案第13号 高取山ふれあい公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書23ページからとなります。

このたび上程いたします議案は、当該条例において高取山ふれあい公園の利用時間および利用料金が定められているところですが、長年料金の見直しがなされておらず、また、近年の社会情勢を鑑みて所要の改正を行い、適当な利用料金を設定するとともに、施設名の区分の整理、施設の利用時間と週休日を実運営上に合わせる改正のほか、文言の整理を併せてお願いするものです。

改正内容といたしましては、第7条第1項に定める表において施設名の区分と施設利用時間を整理し、同条第2項中の週休日を水曜日とし、第9条第2項に繁忙期における当該利用料金を5割以内の範囲で加算することができることを追加し、同条別表において各施設の利用料金を議案書に記載のとおり改めるものでございます。

付則として、本条例は令和7年4月1日から施行するものとし、併せて経過措置として、施行日までの利用申請については、従前の定めによるものとしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第19 「議案第14号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第14号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第9号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書 27 ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、年度末ではございますが、必要な行政需要に対応していくとともに、過年度に受け入れた国や県の補助等の精算、また各課の事業進捗に合わせた増減等、調整を行ったもので、第 1 条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1 億 2,206 万 9,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 60 億 3,607 万 3,000 円とするものです。

第 2 条では次年度への繰越明許費、第 3 条では地方債の補正をお願いし、借入限度額の変更をするものでございます。

まず、30 ページでございますけれども、第 2 表繰越明許費でございますが、全部で 9 事業の繰越予算をお願いするものでございます。国の補正予算の時期に合わせ、補正対応にて予算化したもので、事業期間が足りないものや、車両関係では、受注生産による納期の延長などの理由により繰越予算をお願いするもので、各事業とも、早期の完了に向け鋭意進めていきたいと考えております。

続いて、31 ページ、第 3 表地方債補正でございますけれども、道路改良、県営事業分で、今年度の実施分につきまして、工事費の精算により工事負担金が増額となりましたことから、財源であります地方債についても 130 万円の増額をお願いし、460 万円とするものでございます。

それでは、歳入から主なものについてご説明させていただきます。34 ページをお願いいたします。

50 款国庫支出金につきましては、今年度の歳出の状況により増減をするもので、特に中段、デジタル基盤改革支援交付金につきましては、事業の進捗に合わせて 1 億 4,200 万円の減額とするものです。国庫支出金総額では 1 億 3,822 万円の減額となるものです。

55 款県支出金につきましては、歳出の見込み状況により増額となるもので、特に、35 ページ上段、農林水産業費補助金では、今年度のシカ等の有害鳥獣駆除数が増える見込みであり 122 万 5,000 円の増額とするものでございます。県支出金総額では 231 万 2,000 円の増額となるものです。

65 款寄附金は、ふるさと納税における寄附額の増加が見込まれることから 1,200 万円の増額とするものでございます。

80 款諸収入、過年度収入では、障害者自立支援給付金について、交付額が実績に応じて少額であったことから、45 万円の追加交付を受けるものでございます。

85 款町債につきましては、県営事業負担分に合わせて 130 万円の追加発行をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。36 ページからになります。

まず、各科目にわたりまして、国庫支出金の返還金を計上させていただいておりますけれども、それぞれ、各事業における過年度分の補助金等の交付について、過大に交付

を受けたものについて精算し、国に返還するものとなりますので、ここでの一括説明とさせていただきます。

それでは、上段、10款総務費では、5項総務管理費、5目一般管理費、ふるさと納税の寄付の増額となる見込みであり、その経費である役務費、委託料を合わせて、寄付増額分1,200万円の2分の1、600万円の追加をお願いするものです。

75目電子計算費は、事業進捗に合わせ、委託料および使用料に合わせて1億6,500万円の減額とするものです。

15款民生費では、5項社会福祉費、19目介護生活支援費では、介護保険特別会計への繰り出しについて精算し、それぞれ増減をしており、37ページ上段、24目障害者自立支援費では、利用状況から221万6,000円の増額をお願いするものです。

20款衛生費、5項保健衛生費、5目保健事業総務費では、保健カルテシステムの改修費として53万9,000円をお願いするものです。

38ページ上段、10項環境衛生費では、広域行政で運営しております斎場および廃棄物処理費用負担分につきまして、減額精算し、合わせて391万7,000円の減額とするものです。

15項上水道費では、長引く物価高騰対策としまして、各ご家庭の生活費のご負担を少しでも軽減するため、令和7年4月から9月までの半年分、全てのご家庭の水道料金の基本料金を減免するため、水道事業会計に料金減免分として繰り出すもので、予算として3,000件分、828万3,000円をお願いするものです。

25款農林水産業費、5項農業費、55目鳥獣害防止対策費では、ニホンザル個体数調整委託料につきまして、川相群のニホンザルを全頭捕獲するため、追加として115万6,000円、また、39ページ、10目狩猟費では、シカ、イノシシ等の害獣の駆除見込みが増え、136万5,000円の委託料の追加をお願いするものです。

35款土木費、5項道路橋梁費、5目道路橋梁総務費では、県営事業負担金につきまして、佐目敏満寺線ほか今年度の事業費精算により145万8,000円の増額、また10目道路橋梁維持費では、除雪に係る経費について、委託料等1,573万円の追加をお願いするものです。

15項都市計画費、5目都市計画総務費では、結いの森公園の都市公園管理料につきまして、委託内容の精査により600万円の減額、40ページ、50款災害復旧費につきましては、町道甲頭倉線の災害復旧工事費につきまして精算し、163万5,000円を減額するものです。

60款諸支出金では、来年度の財源調整も見据え、423万9,000円を財政調整基金に積み立て、ふるさと納税寄付額の増額分1,200万円の2分の1、600万円を多賀町まちづくり基金に積み立て、来年度の財源として確保するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号については、議長を除く9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

この間に予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で11時25分とします。

（午前11時14分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に4番、近藤勇議員、副委員長に8番、山口久男議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（菅森照雄君） 日程第20 「議案第15号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第15号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計

補正予算（第5号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書41ページをお願いいたします。

今回提案させていただきます補正予算案は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,429万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億9,988万8,000円とするものでございます。

主な補正理由といたしましては、介護給付費について、当初見込みから下回るサービスや不足する見込みのサービスが出てきたため、所要の補正をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により46ページの歳入からご説明させていただきます。

15款国庫支出金、5項国庫負担金、5目介護給付費負担金は、主には施設介護サービス給付費と特定入所者介護サービス費が当初見込みより下回る見込みとなったことから、減額補正する介護給付費に対して、規定の率により243万4,000円を減額するものでございます。

10項国庫補助金は、減額となった介護給付費に対する調整交付金と地域支援事業の増額分に対する交付金で、差引き合計66万1,000円を減額するものです。

20款支払基金交付金は、第2号被保険者負担分として支払基金より交付されるもので、介護給付費の減額分と地域支援事業の増額分、それぞれ交付率27%に相当する額の合計で391万7,000円の減額をするものです。

47ページに移りまして、25款県支出金の介護給付費県負担金につきましては、減額となった介護給付費に対しまして、規定の率により233万4,000円を減額するものです。

15項県補助金につきましては、地域支援事業の増額分に対する交付金で4万4,000円の追加となり、30款繰入金、5項一般会計繰入金につきましては、介護給付費の減額と事務費繰入金と地域支援事業の増額補正を差引きし、48ページに移りまして、合計170万4,000円を減額するものでございます。

30款繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費が減額となったことにより、基金の繰入れを329万3,000円減額するものでございます。

続きまして、49ページからの歳出に移らせていただきます。

5款総務費では、介護認定調査員の交通費が当初予算より不足する見込みとなったため、費用弁償として8万6,000円の増額補正をお願いするものです。

10款介護給付費につきましては、15目施設介護サービス給付費が当初の見込みから下回る見込みとなりましたので1,000万円の減額を、35目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービスを利用するため、介護支援専門員がケアプランを作成する費用ですが、こちらの方は当初見込みより不足する見込みとなりましたので33万円を増額し、差引き合計967万円の減額補正をお願いするものです。

次に、30項5目特定入所者介護サービス費につきましては、低所得者の施設利用の負担軽減を図るための給付費で、施設サービス給付費の減少に伴い、当初見込みより給

付費が下回る見込みとなりましたので、500万円の減額とするものです。

50ページに移りまして、17款地域支援事業費、10項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援者を対象とする訪問型サービス負担金が不足する見込みとなり16万2,000円の増額を、20項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、1市4町で広域で実施している在宅医療・介護連携推進事業の負担金が人事異動により当初見込みより不足する見込みになったため12万3,000円の増額をお願いするものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第21 「議案第16号 令和6年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第16号 令和6年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書51ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出において、電気料金の高騰の影響を受け、取水および送水ポンプの動力費が不足する事態となりましたので、予算の補正をお願いするものでございます。

第2条記載の収益的支出においては、支出を220万円増額し、総額3億2,553万3,000円といたします。

それでは、補正予算説明書にてご説明申し上げます。

議案書53ページをお願いいたします。

収益的支出では、1款1項1目原水および浄水費において、取水および送水ポンプの動力費といたしまして、当初予算に対し220万円の増とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第22 「議案第17号 令和7年度多賀町一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

まず、歳入全般についての説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第17号 令和7年度多賀町一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

まず初めに、令和7年度の多賀町一般会計の予算編成に当たりましては、中長期における財政状況を鑑み、令和7年度における町税の動向や国・県における譲与税や補助金等の精査、活用できる地方債、ふるさと納税などの財源を確保し、多賀町で求められる事業を着実に実施していくための予算を編成いたしました。

特に、子育て支援・教育の充実、防災機能の強化、地域の元気づくりを重点として、地元産業の活性化、福祉サービスの向上、DXの推進など、誰もが住みよいまちを目指し、取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、地方自治法第211条第1項および第2項の規定に基づき、提出いたしました別冊の予算書に基づき、ご説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度の多賀町一般会計の総額でございますが、第1条記載のとおり65億1,400万円とさせていただくものでございます。前年度、令和6年度当初予算と比較しますと9億6,500万円、17.4%の増額予算となり、過去最大の予算額となっております。

このような予算規模となりましたのは、最終を迎えます多賀スマートインターチェンジ整備事業費や災害対応として新たに整備する防災行政無線事業、小学校のトイレ改修事業、庁舎の空調更新事業が大きな事業費となっていることが要因として挙げられます。

第2条の債務負担行為につきましては、7ページの第2表のとおり、令和9年12月をもって蛍光灯の製造、輸出入が廃止されることを受けて、庁舎、学校をはじめと

する町有14施設のランプを期限までに効率、効果的にLED化するため、令和14年度までのリース事業として整備し、その費用をお願いするものです。

また、公会計作成支援業務委託料につきましては、従来、単年度契約としていたものですが、複数年契約による経費削減、作業効率もよくなることから令和9年度までの3年間の費用をお願いするものです。

第3条の地方債につきましては、8ページ、第3表のとおり、9事業について地方債を発行し、借入限度額等を定めるものでございます。

第4条は一時借入金、第5条は歳出予算の流用につきまして、例年どおりお願いするものになります。

それでは、歳入でございますが、12ページをお願いいたします。

まず、一般財源の根幹をなします5款町税でございますが、5項町民税につきましては、国における令和7年度の経済見通しからも、国税収入が増収見込みであり、国が示す地方財政計画においても地方税の増収が見込まれていますことから、法人税を含む町民税について、前年度比8.4%増、5,329万7,000円の増額、6億8,470万円を計上しております。

また、10項固定資産税につきましては、新築家屋、町内企業の投資状況を鑑み、1億100万円の増額、11億6,472万円を計上したものです。

結果、町税全体では、前年度比1億5,561万円、8.7%増の19億4,773万7,000円を見込んでおります。

次に、13ページ下段、10款地方譲与税から、15ページ、23款地方特例交付金につきましては、令和6年度の決算見込額を参考に増減し、計上させていただいております。

特に、15ページ下段、地方特例交付金につきましては、令和6年度におきましては、個人住民税について定額減税措置があり、当交付金で相応分の減収補てんがされておりましたが、令和7年度は定額減税措置がございませんので、住宅ローン減税分のみ計上し、900万円の減額となっております。

次に、25款地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税、合わせて15億円を計上しております。普通交付税につきましては、令和6年度の交付額、また令和7年度の税収見込みから堅実な額を見積もり、5,000万円減額の12億円、特別交付税においては、最近の交付状況や対象経費を精査し、1億円増の3億円を見込んでおります。

なお、普通交付税に関連する臨時財政対策債は、国税が好調で、平成13年度に制度が発足して以来、初めて交付税に係る財源不足は生じないと地方財政計画で示されており、令和7年度の発行額は計上しておりませんので申し添えさせていただきます。

16ページ、40款分担金及び負担金でございますが、保育園や放課後児童クラブに係る保護者負担金、高齢者の配食サービス負担金が主となり、それぞれ利用人数により

増減をしております。放課後児童クラブ保護者負担金以外は負担いただく人数が減っており、全体として3,550万3,000円を計上、509万6,000円の減額となっております。

45款、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各施設の使用料を見積もっております。総額で522万1,000円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。また、手数料は戸籍や各証明の発行手数料で、こちらも前年度とほぼ同額の507万2,000円を計上しております。

次に、18ページ、50款国庫支出金でございますが、総額で5億5,295万5,000円を計上し、前年度より4,715万6,000円の増額となっております。

特に、民生費でございます児童手当国庫負担金につきましては、制度改正がございまして、約8,400万円の増額となっており、逆に19ページ、総務費デジタル基盤改革支援補助金につきましては、事業進捗により約6,800万円の減額、1億1,562万3,000円を計上しております。

その下、戸籍情報連携システム、地方税システム改修整備補助金、子ども子育て支援、妊婦のための支援給付金につきましては、新たに補助を受けるものでございます。

そのほか、大きなものとしましては、19ページ下、教育費国庫補助金につきまして、小学校費、公立学校情報通信機器整備補助として1,836万円、20ページ、同じく中学校費、900万円がございしますが、この補助金につきましては、令和3年度より、小中学校におきまして、児童生徒1人1台パソコンを貸与しておりますが、5年が経過する令和8年4月に向け、7年度中に更新作業に入るため、その費用について補助を受けるものでございます。

また、21ページ、中段、教育費国庫交付金では、学校トイレの洋式化への改修費用や小中学校の体育館の空調設計費に対して、学校施設環境改善交付金等3,922万6,000円を受け入れるものになっております。

次に、55款県支出金でございますが、総額で3億3,550万4,000円、前年度より2,269万7,000円の増額となっております。

5項県負担金では大きな増減はございません。

22ページ下、10項県補助金では、昨年度、補助を受けました個性輝く自治活動補助金450万円が皆減してございまして、23ページ中段やや下、民生費県補助金のうち、地域子育て支援事業費補助金については1,484万6,000円、約300万円の増額となっております。

また、25ページ上段、農林水産業費補助金のうち、団体営農地防災事業補助金は約1,500万円の増額、ニホンザル個体数調整推進事業やニホンジカ対策の補助金など、獣害対策関係の補助金は、合わせて約150万円の増額となっております。

そのほか、25ページから26ページ、教育費のスクールサポートスタッフ配置支援事業補助金は、小・中学校費、合わせて135万円の増額となっております。

総務費県委託金では、今年7月執行予定の参議院議員選挙に係る委託金1,051万円が皆増しております。

次に、27ページ下段、60款財産収入におきましては、例年同様、土地建物の貸付収入279万3,000円、28ページ、利子および配当金では、各基金の利子収入52万3,000円を計上しております。

28ページ中段、65款寄附金は、ふるさと納税寄付額となりますが、令和6年度の寄付状況から3,000万円増額し、2億8,000万円を計上しております。

70款繰入金につきましては、一般財源を補うため、財政調整基金から9,570万円を繰入れし、施設改修事業の財源として借入額を抑えられるように、公共施設等維持管理基金から2,730万円を繰り入れるとともに、まちづくり基金につきましては、前年度積み立てましたふるさと納税分を繰り入れ、寄付者の意向に合わせて各事業に充当をさせていただいております。

29ページ中段、75款繰越金は、前年同様4,000万円を計上しております。

80款諸収入でございますが、多くの項目があり、増減がございますが、総額として3億349万3,000円を計上し、2,717万1,000円の減額となっております。

減額の主な要因としましては、32ページ中段、湖東圏域公共交通活性化協議会返戻金が538万円の減で426万円、33ページ、中段、保育園・こども園に係る施設型給付費代理受領分が2,021万2,000円の減額となり、総額で1億9,023万5,000円を計上しております。

33ページ中段、85款町債についてですが、令和7年度の発行予定額は8億7,500万円と大きな額となりました。うち、33ページ下、6億2,550万円が多賀スマートインターチェンジ整備事業に係る起債となっております。また、34ページ中段、緊急防災・減災事業債は、防災行政無線整備事業に係るもので、事業費の100%、1億4,660万円の発行で、交付税措置率は70%となり、実際の町負担につきましては30%となるものです。

今回、総額も大きくなり、予算化に当たりましては、中長期を見通し、健全財政を維持できるよう、交付税措置率も考慮し、予算化させていただいております。

187ページ、最後のページですけれども、表右下、令和7年度末の残高見込みは、53億2,363万5,000円となる見込みです。

今後も財政状況を見ながら、抑制できる起債発行は抑制し、中長期における健全財政の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上で歳入の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより歳入全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(菅森照雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、歳出全般についての説明を求めます。

本多総務課長。

[総務課長 本多正浩君 登壇]

○総務課長(本多正浩君) 「議案第17号 令和7年度多賀町一般会計」歳出につきまして、主要施策、新たな事業を中心にご説明申し上げます。

なお、各款にわたります人件費関係につきましては、後ほど給与明細にてご説明いたしたいと存じますので、省略をさせていただきます。

初めに、35ページ、5款議会費をお願いいたします。

それでは、35ページ、5款議会費では、議会運営に必要な経費としまして6,755万2,000円を計上しております。前年度ほぼ同額となっておりますが、新たに議会改革の1つとしてデジタル化の取組に着手されるということで、1人1台のタブレット導入経費として、37ページ中段、機器借上料42万7,000円、備品購入費23万9,000円を計上しております。

次に、37ページからの10款総務費総額は11億2,895万4,000円で、約1億6,700万円の増額となっております。

総務費は、主に総務課、企画課、税務住民課、会計室に係る経費となっております。

まず、5項総務管理費、5目一般管理費では3億7,839万7,000円を計上しております。

特に、40ページ下、委託料において、ふるさと納税の寄付が好調であり、ふるさと納税業務委託料を1,485万円増額し、1億3,917万4,000円を計上しております。

42ページ、10目文書広報費では560万7,000円増額の1,294万4,000円を計上しております。広報紙の充実のため、印刷製本費を60万円増額したほか、10年ぶりにホームページのリニューアルを図りたく500万円をお願いするものです。

20目会計管理費では617万4,000円を計上しております。金融機関に係る振込振替手数料の見直しにより100万円増額の221万7,000円を計上したほか、機器更新のため、機器借上料について増額し、88万7,000円を計上しております。

25目財産管理費では1億8,089万6,000円を計上し、1億5,101万9,000円の増額となっております。これは45ページ、庁舎空調設備更新工事費1億5,000万円が要因となっております。

45目企画費は1,372万4,000円増額の1,875万円を計上しております。報償費および次ページの委託料では、第6次多賀町総合計画が5年の見直しを迎えるに

当たりまして、後期計画を策定する経費や新たな契約システムの導入、企業版ふるさと納税運営委託料についても皆増していることが増額の要因となっております。

49ページ下段、46目町制70周年事業費では、記念式典の開催費やイベント開催に係る経費として756万4,000円を計上しております。

50ページ下段、47目地方創生費では2,467万7,000円を計上し、375万9,000円の増額となっております。多賀町への移住・交流促進を強化するため、新たに定住支援員やふるさとワーキングホリデー事業を実施する経費、地域おこし協力隊への起業支援に係る経費が新規の経費となっております。

51ページ中段、50目集落活動推進費では467万1,000円減の2,879万3,000円を計上しております。

52ページ、前年度に予算化しておりましたまちづくり支援事業補助金900万円が皆減している一方、新たに既存建築物耐震改修促進計画を策定する費用600万円を計上し、耐震改修を推進させていただきたいと考えております。

55ページ、75目電子計算費では4,972万円減の2億5,502万9,000円を計上しております。ガバメントクラウド・標準化システム移行の進捗から、中段、電算構築委託料につきましては、前年度から約6,900万円減額の1億3,239万3,000円、また、56ページ、中段、備品購入費は、職員のパソコン更新費用として1,470万円を計上したものです。

60ページ、10項町税費、10目賦課徴収費では121万4,000円増額の2,036万1,000円を計上しております。増加要因としましては、中段、評価替え準備のための不動産鑑定委託料521万2,000円を計上させていただいたことによるものです。

61ページ、15項戸籍住民基本台帳費、5目戸籍住民基本台帳費では650万1,000円増額の2,720万2,000円を計上しております。マイナンバーカードの更新事務や戸籍の振り仮名付与に対応する会計年度任用職員を増員する費用および63ページ上段、戸籍振り仮名システムの改修委託料が増額要因となっております。

20項選挙費では、64ページ、20目参議院議員選挙費につきまして、本年7月に執行が予定されており、1,051万1,000円を計上し、25項統計調査費では、66ページ下段から、10目指定統計費において、国勢調査の実施年であり、報酬等を増額し430万4,000円を計上させていただいたものになります。

続いて、68ページ、15款民生費でございます。総額は17億7,174万2,000円で、約3,500万円の増額となっております。

民生費は、主に福祉保健課および教育委員会の保育園、こども園、放課後児童クラブなどの児童福祉施策に係る経費となっております。

5項社会福祉費、5目社会福祉費では457万7,000円増額の5,796万8,000円を計上しております。増額要因としましては、社会福祉協議会への補助金を23

0万円増額し、1,844万6,000円としたものです。

73ページ、20目老人福祉費では4,886万円の減額、3,143万8,000円を計上しております。

減額要因は、前年実施しましたシルバー人材センターの新築工事費分が皆減となったことによります。

なお、74ページ下、シルバー人材センターの事務所移転により、備品費用等について要望があり、200万円を追加補助金として1,400万円を計上しております。

81ページ、10項児童福祉費、5目児童福祉総務費は9,143万3,000円増の2億7,365万1,000円を計上しております。主な増額要因は、82ページ、新たに杉の子クラブへの支援で500万円、83ページ、児童手当制度改正による手当額が2億1,490万円となり、8,445万円増加したためとなっております。

83ページ、15目保育所費は1,235万円減の4億2,185万9,000円を計上しております。多賀ささゆり保育園の経費となります。

86ページ下、新たに空調機器リース料を253万6,000円計上しておりますが、大規模工事がなく、扶助費については、入所子どもの数が減少しているということもあり、総額で2,340万円減の1億3,576万9,000円を計上しております。

88ページ、20目認定こども園費では437万8,000円減の3億2,623万7,000円を計上しております。大滝たきのみやこども園および久徳うぐいすこども園の経費になります。増額分としましては、91ページ、大滝たきのみやこども園のガスバルク工事費257万円8,000円、92ページ中段、扶助費においては、保育園同様減額となり、総額で320万円減の9,981万2,000円を計上しております。

22目子育て支援対策費では119万4,000円の増額となり、7,917万6,000円を計上しております。子ども家庭応援センターおよび放課後児童クラブの予算になります。主な増額要因としましては、放課後児童クラブにおいて、通常時の預かりに加え、夏休み等の長期休暇時に預かりを希望するご家庭が増加しており、安全にお預かりをするため、支援員の増員などの対応で、93ページ中段、報償費については80万円の増額で419万4,000円、94ページ下段、委託料については約300万円増額し、3,153万7,000円を計上しております。

次に、95ページ下段、20款衛生費でございます。総額は3億7,277万1,000円で、約1,800万円の増額となっております。

衛生費は、福祉保健課の健康・保健部門、および産業環境課のごみ処理費などの経費となっております。

98ページ、10目保健事業費は625万7,000円の増、5,399万4,000円を計上しております。増額の主な要因は、99ページ中段、予防接種委託料3,316万1,000円において、うち新型コロナウイルスワクチン分930万円、带状疱疹ワクチン分30万円を新たに予算化したためです。

104ページ、10目塵芥処理費は997万3,000円増額の1億4,625万1,000円を計上しております。主な増額要因は、収集業務委託料5,493万2,000円を計上しておりますが、うち日々のごみ収集委託料の見直し、エコステーションの委託料等で700万円の増、湖東広域衛生管理組合負担金につきましても336万円の増加となっております。

次に、106ページ、25款農林水産業費でございます。総額は3億2,040万8,000円で、約4,100万円の増額となっております。

農林水産業費は、産業環境課の農林水産業振興に係る経費となっております。

109ページ、5項農業費、15目農業振興費では858万1,000円増の2,192万円を計上しております。増額要因としましては、現在、駅前で開催されているもんぜん市への支援で、備品購入費100万円や110ページ下段、農業機械購入補助金600万円が大きなものとなっております。

111ページ、35目土地改良費では2,507万2,000円増額の5,848万4,000円を計上しております。増額要因としましては、112ページ測量設計委託料3,100万円で、内訳は大門池耐震詳細調査で2,500万円、尼子池排水路基本設計600万円となっております。

114ページ、55目鳥獣害防止対策費では93万9,000円増の1,827万8,000円を計上しております。特に、115ページ上、ニホンザル個体数調整委託料を180万円増額し、554万円として事業の強化を図るものでございます。

115ページ、10項林業費、5目林業総務費は620万5,000円増額の7,100万4,000円を計上しております。

117ページ下、施設維持補修工事費533万6,000円につきましては、高取山ふれあい公園の自然体験宿泊施設の屋根工事を実施するものでございます。

118ページ、10目狩猟費は35万6,000円増の1,545万7,000円とし、有害鳥獣駆除委託料を増額しております。

120ページ、95目地域再生費は400万円増額の879万6,000円を計上しております。増額要因としましては、地域おこし協力隊を1名追加し、林業事業および鳥獣害被害防止についてさらなる強化を図りたいと考えております。

次に、30款商工費でございます。総額は5,018万2,000円で、約170万円の減額となっております。

商工費は、主に産業環境課所管の商工・観光振興に係る費用となります。30款商工費、5項商工費、5目商工振興費は78万8,000円の増、2,941万9,000円を計上しております。

121ページ下、がんばる商店応援補助金は150万円の増、400万円を計上し、新規開業される2件を支援したいと考えております。

122ページ、15目観光費は253万5,000円減の2,076万3,000円を

計上しております。前年度の多賀大社へのトイレ改修補助1,000万円が皆減しておりますが、新たに地域おこし協力隊を設置する費用や観光PR動画作成委託を計上し、さらなる観光振興、誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、124ページ、35款土木費でございます。

総額は9億4883万4,000円で、約5億1,400万円の増額となっております。土木費は、主に地域整備課所管の道路、橋梁、河川、企画課の都市計画に係る経費となっております。

126ページ、10目道路橋梁維持費は64万1,000円増の2,812万6,000円を計上し、道路補修経費や除雪経費等を計上しております。

128ページ、15目道路橋梁新設改良費は5億6,950万4,000円増の7億6,366万2,000円を計上しております。多賀スマートインターチェンジ整備事業が最終年となり、事業負担金6億9,500万円を計上し、大きな増額要因となっております。

129ページ下段、10項河川費、5目河川総務費は1,093万1,000円増の6,418万9,000円を計上しております。

130ページ、県営事業負担金につきまして、急傾斜事業を樋田、大杉、佐目地先で予定しており、約1,100万円の増加となっております。

15項都市計画費、5目都市計画総務費は92万2,000円減の1,578万5,000円を計上しております。

131ページ中段、結いの森公園に係る都市公園管理委託料を精査し、468万5,000円を計上、新たに都市計画基本図修正委託料735万9,000円を計上しております。

次に、40款消防費でございます。総額は3億4,686万6,000円で、約1億3,800万円の増額となっております。消防費は、消防、防災、災害対策の経費となっております。

5項消防費、5目常備消防費は405万8,000円の増額で1億4,654万7,000円を計上しております。彦根市消防の人件費増額分および通信指令装置等の改修費分が増額要因となっております。

136ページ、20目災害対策費は1億4,582万9,000円増の1億5,975万6,000円を計上しております。長年課題となっております防災行政無線整備に係る経費として、137ページ、委託料で1億4,660万円や業務継続計画・受援計画策定費660万円を計上し、防災機能、災害対応の強化を図りたいと考えております。

次に、138ページ、45款教育費でございます。総額は9億5,776万3,000円で、約8,300万円の増額となっております。

教育費は、教育委員会、小中学校に係る経費、生涯学習、あけぼのパークに係る経費となっております。

140ページ、5項教育総務費、15目教育振興費では2,562万1,000円増の4,507万5,000円を計上しております。増額要因としては、141ページ、子どもたちの授業での熱中症対策や災害時の避難所機能強化として、小中学校3校の体育館に空調設備をつけるため、設計委託2,400万円を計上したものです。

また、142ページ、学校のインターネット通信環境の調査として、施設改善委託料206万3,000円を計上しております。

また、142ページ下、新たにフリースクール利用児童生徒への支援についても24万円を予算化させていただいております。

143ページ、10項小学校費、5目学校管理費は2,321万1,000円増の3億2,277万1,000円を計上しております。

147ページ中段、工事請負費として、多賀小学校、大滝小学校のトイレ改修費として1億1,715万5,000円を計上し、学校環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

147ページ下段、10目教育振興費は2,887万5,000円増の4,267万4,000円を計上しております。増額要因は、149ページ中段、GIGAスクール構想に伴う1人1台パソコンが更新時期を迎えるための更新、備品購入費で3,186万6,000円を計上しております。

15項中学校費、5目学校管理費は1億3,337万1,000円で、前年ほぼ同額となっており、大規模改修工事の計上はございませんが、次年度に向け、152ページ中段、トイレの洋式化の実施設計委託料330万円を計上しております。

153ページ、10目教育振興費では1,259万7,000円増の2,320万4,000円を計上しております。増額要因は小学校費同様、154ページ下、生徒1人1台パソコンの更新費用、備品購入費1,562万円を計上したのとなっております。

155ページ、25項社会教育費、5目社会教育総務費は137万6,000円増の4,618万4,000円を計上しております。

158ページ下、各年で実施交流させていただいております日置市との青少年交流事業の補助金90万円が増額となっております。

161ページ、15目保健体育費は377万1,000円増の1,182万3,000円を計上しており、163ページ中段、国スポ・障スポに係る負担金204万円等が増額要因となっております。

20目文化財保護費は512万1,000円減の6,072万2,000円を計上しております。

166ページ中段、敏満寺遺跡史跡整備工事費は1,844万7,000円で増額となっておりますが、指定文化財修理補助金につきましては294万3,000円で、前年比約1,900万円の減額となっております。

167ページ、35目海洋センター費につきましては、168ページ上段、トイレ等

の改修工事費で306万円、168ページ、45目スポーツ公園費では、プールや消防設備の改修、グランドゴルフ場の補修費などで482万9,000円など、施設維持に必要な経費を計上しております。

51目あけぼのパーク多賀管理費は267万9,000円増の3,019万7,000円を計上しております。特に、170ページ、消防点検による指摘箇所施設の施設維持補修工事費1,000万円が増加要因となっております。

次に、176ページ、55款公債費でございます。元金、利子合わせて4,670万7,000円の減額となり、4億444万4,000円を計上しております。令和6年度に実施しました繰上償還もあり、令和7年度の公債費については減額となっております。

次に、177ページ、60款諸支出金でございます。1,524万1,000円増の1億4,048万4,000円を計上しております。各基金の預金利子やふるさと納税額の2分の1など各基金に積み立てるものでございます。

90款予備費は、前年と同額の400万円を計上しております。

次に、178ページ給与費明細書ですが、7年度につきましては、特別職分でありませぬ長等の欄では副町長分が減となり、議員、その他の特別職を合わせて1,245万8,000円減額の7,751万1,000円となっております。

179ページ、一般職におきましては、7年度について107名分となっております。今後も職員採用につきましては、行政需要等を考慮し、適切に職員採用を行ってまいりたいと考えております。

総括として、人事院勧告を反映しまして、給与、賞与の引上げのほか、地域手当につきましては、新たな手当となっており、合計で4,078万9,000円増の8億1,390万8,000円となっております。手当等の内訳は表のとおりでございます。180ページ以降において、職員1人当たりの平均給料月額等を記載しております。

次に、185ページ、会計年度任用職員についてでございますが、123名分を計上しております。総額では、正職員同様、人事院勧告を反映し、1,968万1,000円増の3億6,606万4,000円となっております。

次に、186ページ、債務負担行為についてでございますが、過去に議決を頂きました事業、合わせて11事業につきまして、今後の支出予定額と財源内訳を記載したものでございます。

187ページにつきましては、歳入でも申し上げましたが、地方債の増減の見込み、また、令和7年度末の残高見込みを記載させていただいております。

以上、令和7年度一般会計予算、歳出の提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより歳出全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号については、予算特別委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は予算特別委員会に付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（菅森照雄君） 日程第23 「議案第18号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第18号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」、ご説明いたします。

平成30年度より国保の財政運営の責任主体が滋賀県となりましたことから、滋賀県から示される交付金や国保事業費納付金を基に予算編成を行っております。

今回、令和7年度の国保事業費納付金および標準保険料率を基に、滋賀県から示される国保事業費納付金の納付に必要な保険税率を設定する必要があるため、平成30年度に改正して以来の保険税率改正を踏まえた予算編成を行っております。

特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度が多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額はそれぞれ8億9,420万7,000円で、前年度比6,366万4,000円、6.6%の減額で予算計上しております。令和7年度の被保険者数は、前年度比80人減の1,345人、919世帯で見込んでおります。

それでは、事項別明細書で歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。7ページをお願いします。

歳入につきまして、5款の国民健康保険税は、保険税率の改正を踏まえ、医療分、介護分、後期高齢者支援分の合計1億4,957万5,000円を計上、歳入予算総額の16.7%を占めております。

25款の県支出金につきまして、8ページをお願いします。

普通交付金、特別交付金などの合計6億7,517万8,000円を計上、歳入予算総額の75.5%を占めています。このうち5節の保険給付費等交付金普通交付金6億5,141万円は、県の国保特別会計から保険給付費として全額支払われるもので、1人当たりの医療費は増加傾向にあるものの、その割合を上回る被保険者の減少により、医療機関に支払う保険給付費の減少が見込まれるため、減額としております。

10節から20節までの交付金は、特定健診などの保健事業に関する交付金を計上しております。

40款の繰入金は、一般会計からの繰入金として、5節の保険基盤安定繰入金3,841万7,000円、15節の事務費繰入金1,921万3,000円を計上しております。

9ページをお願いします。その他、30節の未就学児均等割保険料繰入金42万7,000円、35節の産前産後保険料繰入金26万円を含め、合計6,438万4,000円を計上しております。

45款5項10目のその他繰越金は、前年度繰越金500万円を計上しております。歳入の主なものは以上となります。

11ページをお願いします。歳出につきまして、5款5項5目の一般管理費は、職員2名分の人件費、資格確認書に係る経費として1,640万5,000円を計上しております。

12節の委託料は、各種情報連携に関するデータ標準レイアウトの更新に伴うシステム改修業務、資格確認書台帳の印字内容変更に伴うシステム改修業務のため88万9,000円を計上しております。

12ページをお願いします。10目の連合会負担金は、国保連合会の運営に係る経費、事務経費手数料として356万円を計上しております。10項5目の賦課徴収費は、保険税の賦課徴収事務費として67万5,000円を計上しております。

13ページをお願いします。15項5目の運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費として3回分の14万9,000円を計上しております。10款の保険給付費は、5項の医療諸費に係る町負担分。

14ページをお願いします。10項の高額療養費、15ページをお願いします。15項の出産育児諸費、20項の葬祭諸費を含め、前年比4,571万9,000円の減、6億5,141万円を計上、歳出予算総額の約72.8%を占めています。1人当たりの医療費は増加傾向にあるものの、その割合を上回る被保険者数の減少により、医療機関に支払う保険給付費の減少が見込まれるため、保険給付費は減額としております。

22款の国民健康保険事業費納付金は、滋賀県が市町から徴収する納付金として、滋賀県の試算により前年比1,586万2,000円の減、1億9,913万8,000円を計上しております。5項の医療給付費は1億3,713万8,000円で、前年度比886万2,000円の減。

16ページをお願いいたします。

10項の後期高齢者支援金等分は4,800万円で前年度比500万円の減、15項の介護納付金分は1,400万円で前年度比200万円の減としております。

26款5項5目の保健衛生普及費は384万5,000円を計上、前年度比12万5,000円の増額としております。

17ページをお願いいたします。18節の負担金補助及び交付金、人間ドック検診補助金は140人分、前年度と同額の280万円を計上しております。10目の特定健診診査等事業費は1,672万3,000円を計上、前年度比25万1,000円の減額としております。主な減額は、12節委託料、特定健診等受診率向上対策事業委託料で、事業の内容を変更することによるものでございます。

18ページをお願いいたします。12節の委託料、健診委託料は、健診に係る費用585人分で626万7,000円、特定保健指導事業費委託料は、個人結果説明会に係る費用280人分と特定保健指導に係る費用80人分で476万3,000円。特定健診等受診率向上対策事業委託料は、健診時健康測定や特定検診、車両啓発業務など138万3,000円を計上しております。

また、元気アッププロジェクト事業委託料としまして40万6,000円を計上し、健康づくりへの意識の高揚、病気の早期発見、早期治療、また重症化予防につなげていきたいと考えております。

35款の諸支出金は、県支出金返還金130万円を含め180万1,000円を計上しております。

令和7年度多賀町国民健康保険特別会計予算についての説明は以上でございます。なお、本会計の予算案は、2月17日に開催されました多賀町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきましてご審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

8番、山口久男議員。

○8番（山口久男君） 本議案につきましては、総務常任委員会付託予定となっておりますので、私、委員外議員ですので、若干の質疑をやらさせていただきます。

課長の説明、ほぼ理解はできましたけれども、ご承知のように、国民健康保険、国保は都道府県下が実施をされて、県からの納付金とか、あるいは標準保険料率が県から示されて、それに基づいて多賀町が予算編成をするというふうになっておりますので、制約はあるということは承知の上で質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、一般分の国民健康保険税が1,355万3,000円の前年度に比べて増額になっておりますので、しかも先ほどの説明では、国保加入者が80人減という説明でありました。

そうなりますと、1人当たりの国保税額が引上げと、これは国保税の税条例の改正の部分で当然かかって、先ほども質疑したらよかったんやけども、そこでの引上げの額になっております。そういう条例が提案されております。大体どの程度国保税が引上げになるのか、平均はどうか、その辺もし資料があれば答弁をお願いしたいと思います。

もう一つは、モデル世帯です。例えば4人家族で、40歳以下で、年収がいくらぐらいで、どの程度の保険税になるのかとか、その辺のモデル世帯の国保税額を示していた

だけばと思います。もし分からなければ後でも結構です。

まずそれだけ答弁求めます。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の1人当たりの保険料はどうなっているのかというご質問にお答えさせていただきます。

滋賀県が示しています1人当たりの保険料について、各市町で示されているんですけども、多賀町につきましては13万5,222円というふうに示されております。

実際に町として徴収させてもらっている費用としまして11万2,667円という形になっておりまして、その差額としまして2万2,555円が低い形になっておりますので、この2万2,555円を引き上げるということを目的に今回、税改正をさせていただきます。ということで、1人当たり13万5,222円にするための改正でございます。

2点目のモデル世帯の算定につきましては、現在、資料作成中で手元に持ち合わせておりませんので、でき次第お示しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 引上げ、これは確かに県から納付金を示される、あるいは標準保険料率を示されると、多賀町としてはそれに制約がありますので、そのために予算編成をするという、国保税を徴収するということとなりますので、今、課長の説明はそのとおりだと思います。

ただ、私いろいろ回ってみますと、社会保険料の負担がものすごいという話をあちこち聞くんです。特に、国保税、国保料これは自営業者が多いですので、今、本当に物価高騰で生活も大変だと、そういう中で国保税の引上げをされると、本当に生活自体が本当に成り立たんという方もたくさんおられるということです。本来ですと値上げ分を、引上げ分を例えば法定外繰入れをすることができるかどうかは別にして、そういうことが必要なというふうに私、思いましたので、その点についてももう少し検討していただければと思います。

それから、給付の方ですけれども、給付が減っておりますけれども、この給付減は、これは加入者が80人減ですけれども、この影響で減として予算を組まれたのか。医療費の増嵩を前年度比べてどの程度医療費、どの程度を見込んで算出されたのか、その辺についてお聞かせを頂きたいと思っております。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

保険給付費の算出の内容についてということですが、そちらにつきましては、1人当たりの医療費につきましては増加傾向にあるんですけども、今、議員さんおっしゃいま

したように、被保険者の減少、団塊の世代の方が75歳を迎えて後期高齢医療制度に移行された。

また、社会保険の適用の拡大がありますから、その事業者に勤めておられる職員さんが国民健康保険から社会保険に移られるということを踏まえて、80人減という形で算定させてもらって、それを基に医療費を算定させていただいたところ、医療費がその影響で減になるという形で算出させていただいております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 8番、山口久男議員。

○8番（山口久男君） 1人当たりの医療費は前年度と変わりませんという答弁だったかなと思いますけれども、そうなりますと、例えば納付金、県に納める納付金が、1億3,700万円余りと、前年度よりちょっと減っているんですけれども、これは医療費の分をどのように見ているんですか、滋賀県は。滋賀県というか、多賀町に対して納付金1億3,700万円を納付せよというふうになっておりますけれども、この算出根拠はどうなっていますか。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えします。

保険給付費は医療費のどこを根拠にされているかというところについては、資料を持ち合わせておりませんので、そちらについても、分かり次第お答えさせてもらいたいと考えております。資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○議長（菅森照雄君） 小菅課長、すぐ分かりますか。

○8番（山口久男君） 議長、また総務委員会ありますので、また資料出してください。

確かに難しいんです、これは。ただ、そういう根拠に基づいて普通、予算編成しますので、できましたらそういう資料を議会前に提出をしていただくと質疑の材料になりますので。そういうふうに言われますと、あともう質疑が続きませんので、ひとつよろしくお願いします。総務委員会に出していただいたら結構です。

○議長（菅森照雄君） 山口議員、総務委員会のときでよろしいですか。山口議員は委員外議員なんで、そのときの資料は後で配布していただいてよろしいですか。では課長、総務委員会のときによろしくお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第18号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第24 「議案第19号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第19号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

特別会計予算書の29ページをお願いいたします。

令和7年度の予算編成に当たりましては、第9期介護保険事業計画および令和6年度の途中実績を基に、介護認定区分による給付の対象者数、介護サービスおよび介護予防サービスの利用推計、地域支援事業等を勘案して見積もり、第1条にありますとおり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,086万3,000円を計上いたしました。前年度の予算総額に比較しまして、2,083万4,000円、率にして2.4%の増額予算となっております。

また、第2条、地方自治法第214条の規定にありますように、債務負担行為についての事項、期間および限度額は、34ページにあります第2表債務負担行為のとおりでございます。

債務負担行為につきましては、老人保健福祉計画および介護保険事業計画改定業務委託料につきまして、令和7年度は基礎調査を、令和8年度には計画の策定を予定しておりまして、2年間で総額700万円の範囲内で負担するものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、主な内容についてご説明をさせていただきます。

予算書37ページをお願いいたします。まず、歳入からご説明申し上げます。

5款介護保険料の第1号被保険者保険料は、65才以上の第1号被保険者の方々から徴収する保険料で、前年度より12人減少の2,424人分、87万8,000円減額の1億7,442万5,000円を見込んでいます。

15款国庫支出金につきましては、介護給付費負担金としまして、介護給付費に対するの在宅分20%と施設分15%の負担率で計上しており、1億4,431万2,000円、10項国庫補助金は、調整交付金と、38ページに移りまして、地域支援事業の交付金に加え、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金などを合わせて、総額で5,895万3,000円を見込んでおります。

20款支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を受け入れるもので、介護給付費分および地域支援事業費分のそれぞれ事業費の27%分に相当し、合計2億2,033万1,000円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

25 款県支出金の介護給付費県負担金は在宅 12.5%、施設 17.5%相当分を計上しておりまして 1 億 1,619 万 4,000 円、15 項県補助金は地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の交付金を合わせまして 676 万 7,000 円を計上しております。

30 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として、介護給付費に対して町負担分 12.5%相当分の 9,908 万 5,000 円、その他、事務費繰入金と、40 ページに移りまして、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金を合わせまして、合計 1 億 4,737 万 1,000 円を計上いたしました。

10 項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては 1,180 万円を繰入れいたします。

それでは、41 ページをお願いいたします。

35 款諸収入、15 目雑入の 67 万 5,000 円は、介護予防・生活支援サービス事業による参加者負担金でございます。

続きまして、42 ページからの歳出についてご説明いたします。

5 款総務費、5 項総務管理費につきまして、主なものは、職員の人件費と第 10 期介護事業計画改定業務委託料などで 332 万 5,000 円増額の 1,037 万 5,000 円を計上しております。

43 ページから 44 ページの 15 項介護認定審査会費につきましては、主には 5 人の審査会委員と介護認定調査員の報酬および主治医意見書の手数料で、合計 489 万 1,000 円を計上しております。

45 ページをお願いいたします。10 款介護給付費、5 項介護サービス等諸費につきましては、令和 5 年度から令和 6 年度の給付実績の傾向を基に、デイサービスや短期入所、訪問介護などのサービス給付費である 5 目居宅介護サービス給付費は、令和 6 年度よりも 3,500 万円増額の 2 億 7,500 万円を計上いたしました。

12 目地域密着型介護サービス給付費は、認知症のグループホームや小規模多機能型介護サービスなどの給付費で 1 億 1,200 万円、15 目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームなど施設利用の給付費で 1,500 万円減額の 3 億 2,000 万円、46 ページに移りまして、35 目居宅介護サービス計画給付費は 100 万円増加の 3,800 万円を計上いたしました。

介護サービス等諸費合計は、前年度と比較しまして 1,700 万円の増額となり、7 億 4,820 万 4,000 円を計上しており、歳出予算総額の約 85%を占めております。

7 項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に提供する介護予防サービスであるデイケアや福祉用具のレンタル、住宅改修費などの介護予防の給付費等の合計で、47 ページに移りまして 540 万 4,000 円を計上しております。

20 項高額介護サービス費につきましては、介護と予防と合わせて、48 ページに移りまして 1,858 万円でございます。

23項高額医療合算介護サービス等費は、介護と予防と合わせて355万円、25項市町村特別給付費、こちらは多賀町で紙おむつの給付を実施している事業で、前年度よりも70万円増額の520万円で計上しております。

49ページをお願いいたします。30項特定入所者介護サービス等費は、低所得者の要介護認定者が施設サービスを利用したときに、食費や居住費について限度額を超えた分を補足給付するもので、前年度よりも700万円減額し、介護予防分との合計で2,505万2,000円を計上しております。

17款地域支援事業費、10項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護予防通所型事業の委託料や負担金が主なもので、50ページの合計1,237万2,000円を計上しております。

15項一般介護予防事業費につきましては、65歳以上の方なら誰でも参加できる介護予防教室などの委託料が主なもので、76万9,000円増額の401万5,000円を計上しております。

20項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、まず、地域包括支援センターの運営費についてですが、主なものは職員の給与等で912万7,000円増額の2,873万4,000円を計上しております。

令和7年度からは、はつらつシニアプランに基づき、新たに作業療法士を配置し、高齢者の暮らしや健康、介護にわたる多様な総合相談に対応できるよう、また、介護予防の取組として、地域づくりなどに取り組み、さらに地域包括支援センターの機能の充実に図ります。

53ページをお願いします。在宅医療、介護連携推進事業費につきましては、湖東圏域で取り組んでいる負担金としまして179万6,000円を、また、40目生活支援体制整備事業につきましては、社会福祉協議会へ地域支え合いの体制整備事業についての委託料500万円、45目認知症総合支援事業につきましては、豊郷病院に認知症初期集中支援チームを委託しているもので446万1,000円、地域支援事業費は合計で4,118万6,000円を計上しております。

令和7年度も介護予防事業の拡充を図り、元気な高齢者であるはつらつシニアの増加を目指し、また、介護が必要になったときにも安心して必要な支援が受けられるよう取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第19号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第25 「議案第20号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第20号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、ご説明いたします。

特別会計の予算書65ページをお願いします。

令和7年度の多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億3,956万9,000円で、前年度比441万9,000円、3.3%の増額で予算計上しております。令和7年度の被保険者数は、前年度比60人増の1,500人で見込んでおります。

それでは、事項別明細書で歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

70ページをお願いします。

歳入につきまして、5款の後期高齢者医療保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合の試算を基に算定し、特別徴収、普通徴収合わせて1億428万8,000円を計上、歳入予算総額の74.7%を占めています。

15款の繰入金是一般会計からの繰入金として、5目の事務費繰入金760万2,000円、10目の保険料軽減措置に係る保険基盤安定繰入金2,750万5,000円の合計3,510万7,000円を計上しております。

71ページをお願いします。20款10項の償還金および還付加算金は、5節の保険料還付金、10節の還付加算金とも前年度同様、合計17万円を計上しております。

歳入の主なものは以上になります。

72ページをお願いします。歳出につきまして、5款5項5目の一般管理費は、職員1名分の人件費、資格確認書の交付や給付に係る申請受付などの事務経費として751万4,000円を計上しております。10項5目の徴収費は、保険料の徴収事務費として8万8,000円を計上しております。総務費全体では前年比63万7,000円の増額となっております。

73ページをお願いします。10款の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料分や保険基盤安定繰入分を負担金として納付するもので、前年度比378万2,000円の増、1億3,179万7,000円を計上、歳出予算総額の約94.4%を占めております。医療費は増大傾向にあり、県全体で前年度比5.3%増で見込んでおります。

令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算の説明は以上でございます。ご審

議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第26 「議案第21号 令和7年度多賀町育英事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第21号 令和7年度多賀町育英事業特別会計予算について」、ご説明申し上げます。

特別会計予算書79ページをお願いいたします。令和7年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ353万3,000円とし、前年比50万1,000円の減額予算とさせていただいております。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきます。

84ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきます。

5款財産収入、利子及び配当金60万8,000円は、多賀町育英基金に係る利子収入および令和4年度に寄付により取得しました有価証券の配当金を見込んでおり、前年比12万3,000円の増額となっております。

次に、10款繰越金は、令和6年度からの繰越金1,000円を見込んでおります。

20款繰入金、基金繰入金では、主に奨学資金給付金に充当するほか、事業に必要な支出に充当するため、多賀町育英基金より292万4,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。85ページをお願いいたします。

5款総務費、一般管理費8万9,000円は、年間2回の運営委員会開催に係る経費として、報酬の発生する委員7名分の報酬7万7,000円と、文書郵送に係る経費として切手代、通信運搬費1万2,000円を計上しております。

次に、奨学費では、奨学資金給付費として344万4,000円を計上させていただき、前年と比較して50万4,000円の減額としております。支給計画人数につきま

しては、高校生が19名、大学生および専門学校生を合わせまして11名、合計30名分として、令和6年度の実績ベースに対し、プラス8名を見込んでおります。

なお、本予算案につきましては、去る2月14日に開催しました多賀町育英資金運営委員会でご審議いただき、ご承認を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第21号 令和7年度多賀町育英事業特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

再開は議場の時計で2時30分とします。

（午後 2時14分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前に、先ほどの山口議員からの質問に対し、税務住民課長より答弁の申出がありましたので、これを許可します。

小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） 先ほど山口議員から頂きましたご質問についてお答えさせていただきます。

1点目のモデル世帯につきましては、現在、資料作成中でございますので、でき次第お示しさせていただきます。

2点目の国民健康保険事業費納付金の算出される根拠ということで、ご質問についてお答えさせていただきます。

まず、納付金の算出根拠としまして、歳出を出していきます。その歳出は、県全体で必要な費用としまして、医療費、出産育児一時金、葬祭費、こちらが算出されてきます。これが歳出でございます。そこから歳入ということで、県全体に交付されます公費を引

いていきます。それが県全体の納付金という形で出てきます。そこから各市町の所得水準や被保険者数、世帯数、収納状況に応じて分配ということで、それを計算させていただいて、各市町の納付金が算出されます。

それは、各市町の保険料徴収実績に応じて精算、調整されて、納付金が算定されるという流れになっております。

なお、医療費につきましては仮算定の状態ですが、令和5年6月から令和6年の5月までの年度をまたいだ1年分の実績を基礎としまして、過去2年間、実績費としまして、そちらの伸び率により推計されているということでございます。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） それでは、日程第27 「議案第22号 令和7年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」、日程第28 「議案第23号 令和7年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」、日程第29 「議案第24号 令和7年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は、関連がありますので、一括議題といたします。

3案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第22号 令和7年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

特別会計予算書87ページをお願いいたします。

令和7年度の歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり13万7,000円で、前年度と比較し1,000円の減額としております。

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。

92ページをお願いいたします。まず、歳入でございますけれども、5款の財産収入は、基金利子として1,000円、10款の繰越金は、前年度からの繰越金1万円を見込んでおります。

15款の諸収入は、預金利子として1,000円を計上し、20款の繰入金につきましては12万5,000円を基金から繰り入れ、財源充当しております。

続いて、93ページの歳出でございますが、5款5項5目の区議会費は、5人の委員報酬と管理会の運営経費で、食糧費を1,000円減額、前年から1,000円減の10万円を計上しております。

次に、10款5項5目の財産管理費では、山林監視員の報償費や現地確認時の傷害保険料、借地料等合わせまして3万7,000円として、前年度と同額を計上させていただいております。

次に、「議案第23号 令和7年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算」につつま

して、ご説明申し上げます。

同じく、97ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり97万5,000円とし、前年度と比べ9万4,000円の減額としております。

102ページをお願いいたします。歳入では、15款財産収入は基金利子として利率見直しを見込み3,000円、20款繰越金では、前年度からの繰越金32万1,000円を見込んでおります。

また、25款諸収入では、普通預金利子として1,000円、30款繰入金では65万円を基金から繰り入れ、財源充当しております。

続いて、103ページから104ページの歳出でございます。

5款5項5目の区議会費では、7人の委員報酬と管理会の運営経費として11万9,000円を計上しており、3万9,000円の減額としております。これは、会議の回数につきまして、ここ最近の開催状況から開催の回数につきまして、3回から2回に減らしたことが要因となっております。

10款5項5目の財産管理費では、山林作業に係る報償費や委託料のほか、借地料など財産管理に要する経費として、合わせて75万6,000円を計上しておりますが、こちらについても、最近の状況からみて作業等の出役回数を減らしましたことから、前年度と比較して5万5,000円の減額とさせていただきます。

90款予備費につきましては、前年と同額の10万円でございます。

続きまして、「議案第24号 令和7年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

107ページをお願いいたします。令和7年度の歳入歳出予算の総額は、第1条記載のとおり11万8,000円で、前年度と同額としております。

112ページをお願いいたします。歳入でございますが、5款分担金および負担金は、令和7年度におきましても、前年度と同様5万5,000円の地元負担金を拠出いただく予算としております。また、10款財産収入では、立木の売払い収入として1,000円、15款の繰越金として、前年度からの繰越金6万1,000円を見込み、20款諸収入として預金利子1,000円を計上しております。

続いて、歳出でございますが、113ページ、5款5項5目の一般管理費では、5人の委員報酬と管理会の運営経費を見積もっております。ここ数年の実績を見まして7万8,000円を計上し、10款の財産管理費では、監視員報償費など、昨年度と同額の4万円を計上しております。

最後になりましたが、多賀および霊山財産区につきましては去る2月12日に、大滝財産区につきましては去る2月25日に会議を開き、今回提出させていただきました予算案について同意を頂いておりますので、申し添えさせていただきます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより3案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第22号 令和7年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第22号 令和7年度多賀町多賀財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより、「議案第23号 令和7年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第23号 令和7年度多賀町大滝財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより、「議案第24号 令和7年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第24号 令和7年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計予算について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第30 「議案第25号 令和7年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 「議案第25号 令和7年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

多賀町特別会計予算書および説明書では、115ページからとなります。

本議案、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計は、びわ湖東部中核工業団地内における植樹帯や法面などの公共緑地の草刈り作業、支障木の伐採のほか、街路灯の維持管理に要する費用などを計上する特別会計予算であります。その主な財源はびわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金からの繰入額を充て各事業を実施するもので、令和7年度予算は、115ページ、第1条に記載のとおり、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ805万4,000円を計上させていただいております。

それでは、事項別明細書にて歳入からご説明をさせていただきます。予算書120ページをお願いいたします。

5款財産収入では、基金利子として10万1,000円を見込み、15款繰入金では、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金より795万2,000円を繰り入れ、20款繰越金では、前年度繰越金として1,000円を計上しております。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。予算書121ページをお願いいたします。

5款総務費、10目公共緑地維持管理費、10節需用費では、工業団地内の街路灯などの修繕料として20万円、12節委託料では、工業団地内の歩道、植樹帯、法面、遊歩道などの公共緑地の草刈り作業や街路樹の剪定作業、支障木の伐採処理作業として677万6,000円、17節備品購入費では、新たに除草機械2台分の107万8,000円を計上しております。令和6年度当初予算額より119万2,000円の減となっております。主な要因は、作業効率の向上を目的とする除草機械の導入に伴い、委託費用の削減が可能と見込んだことによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第31 「議案第26号 令和7年度多賀町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第26号 令和7年度多賀町水道事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

議案書の123ページをお願いいたします。

令和7年度の水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、給水戸数3,204戸、年間総給水量136万8,806^m、1日平均給水量3,750^m、1日最大給水量5,585^m、主な建設改良事業としましては、老朽管の更新事業に5,000万円、舗装復旧事業に4,477万円を予定しております。

第3条記載の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入で3億6,364万8,000円、支出では3億3,116万7,000円とし、収支差引き3,248万1,000円の利益を見込んでいます。

予算書124ページをお願いします。

第4条記載の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を令和6年度より1,040万円増の6,150万円、資本的支出の総額を576万6,000円増の2億3,973万3,000円とし、その不足額は消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものであります。

第5条の企業債の限度額は、建設改良事業として令和6年度に対し1,000万円増の6,000万円、第6条では一時借入金の限度額を5,000万円とし、第7条では予算を流用することができる経費を、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費2,596万4,000円とそれぞれ定めております。

第9条の他会計からの補助金では、起債償還のために、元利償還額の3分の1相当分の5,092万6,000円を一般会計から繰り入れる予定です。

第10条の棚卸しの資産購入限度額は、材料に300万円、量水器に138万円の合計438万円と定めております。

それでは、予算計画説明書にて説明させていただきます。

予算書134ページをお願いします。

収益的収入からご説明させていただきます。水道事業収益の総額を3億6,364万8,000円といたしまして、主な収入は、営業収益2億7,820万2,000円とし、そのうち水道使用料は、前年度より23万1,000円増の2億6,613万8,000円、他会計負担金では、消火栓維持管理費としまして578基分の1,156万円を見込んでおります。

営業外収益の他会計補助金では、起債の元利償還金1億5,277万6,000円の3

分の1相当分5,092万6,000円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして、繰延収益の収益化のため3,385万円の収入を予定しております。

予算書135ページの収益的支出につきましては、水道事業費用の総額を3億3,116万7,000円といたしまして、主な支出は、1目営業費用の原水および浄水費では、浄水処理施設の保守点検管理や原水水質検査費用などの委託料としまして3,108万円、取水ポンプ、送水ポンプの動力費としまして2,400万円を計上しております。

2目の配水および給水費では、136ページの上段の量水器検針委託料、浄水水質検査委託料など総額1,359万1,000円。

4目総係費では、職員3名の給料、手当、法定福利費等に加え、137ページの委託料では、設計積算単価の資料作成としまして126万5,000円などの経費を計上し、総係費全体としましては、前年度から1,009万8,000円増の3,211万2,000円を計上しております。

予算書138ページの5目減価償却費では、建物や構築物など固定資産減価償却費として1億6,700万円を計上し、2項営業外費用では、企業債利息として3,385万7,000円を計上しております。

予算書139ページをお願いします。資本的収入では、その総額を6,150万円としまして、その主なものは3項企業債で、老朽管の更新と舗装本復旧に要する費用として、前年度に対し1,000万円増の6,000万円を計上しました。

予算書140ページの資本的支出では、その総額を2億3,973万3,000円とし、水道改良費として水源地整備委託料のほか、工事請負費では多賀地区での老朽管更新事業や檜崎地区ほかでの舗装本復旧工事に要する費用としまして、前年度より639万5,000円増の1億2,081万4,000円を計上しております。

企業債の償還金では、老朽管の更新や施設改修のため借り入れた企業債の償還に要する費用としまして、前年度より80万1,000円増の1億1,891万9,000円を計上しております。

予算書147ページをお願いします。企業債残高見込額では、令和7年度末現在として、令和6年度末に対しまして5,891万9,000円減の24億1,013万9,000円となる見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第32 「議案第27号 令和7年度多賀町下水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第27号 令和7年度多賀町下水道事業会計予算について」、ご説明申し上げます。

予算書149ページをお願いします。

令和7年度の下水道業務の予定量は、第2条記載のとおり、処理区域内人口7,019人、年間処理水量160万1,313^m³、1日平均処理水量4,387^m³、主な建設改良事業としましては、管渠整備事業2,740万円と処理場整備事業816万2,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入で5億4,303万7,000円、支出では5億3,886万7,000円とし、収支差引き417万円の利益を見込んでいます。

予算書150ページをお願いいたします。

第4条記載の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入の総額を1億5,191万2,000円、資本的支出の総額を3億356万5,000円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものとなります。第5条では債務負担行為として、下水道審議会支援業務委託料の支払いは、令和7年度から令和8年度までの2年間で限度額を600万円とするものであります。

予算書151ページをお願いします。

第6条では、企業債の限度額について、下水道事業債が2,240万円、流域下水道事業債が2,110万円、資本費平準化債が9,000万円としております。第7条では一時借入金の限度額を5,000万円とし、第8条では予算を流用することができる経費を営業費用、営業外費用、特別損失の各項に係る経費と定め、第9条では議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費1,306万9,000円としており、第10条の他会計からの補助金では、事業の資本確保のため1億163万8,000円を一般会計から受け入れる予定であります。

それでは、予算計画説明書にて説明させていただきます。

予算書161ページをお願いいたします。

収益的収入からご説明させていただきます。下水道事業収益では、営業収益3億1,309万9,000円のうち、下水道使用料としまして3億927万6,000円を見込んでおり、前年度に対し1,441万7,000円の減としております。営業外収益の他会計補助金では、9,800万円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして1億1,717万5,000円の収入を予定しております。

予算書162ページをお願いします。

収益的支出では、1項営業費用の主なものとして、1目管渠費では、管渠清掃やポンプ場管理、ストックマネジメント策定業務など施設等の維持管理経費として5,008万5,000円を計上しております。

2目処理場費では、農業集落排水事業処理場、その他の施設稼働のための経費として1,984万円を計上しております。

予算書164ページの4目流域下水道維持管理負担金では1億4,024万3,000円とし、5目減価償却費では2億7,215万6,000円を計上しております。

2項営業外費用の主なものとして、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として3,134万2,000円を計上いたしました。

予算書165ページの資本的収入の主なものとして、1項企業債として1億3,350万円、2項他会計出資金として1,000万円、3項補助金では会計システム更新業務や舗装本復旧工事、さらに佐目処理施設維持補修に対する補助金として830万円を計上しております。

予算書166ページの資本的支出では、1項1目管渠整備事業費として、管渠整備事業費の工事請負費ほかを2,740万円とし、2目処理場整備事業費では、農業集落排水施設の設備更新事業の工事請負費等で816万2,000円とし、3目琵琶湖流域下水道建設費負担金としまして2,111万6,000円を計上しております。

2項企業債償還金については2億4,688万7,000円を計上しております。

予算書173ページですけれども、企業債残高見込額では、令和7年度末現在として、令和6年度に対し1億1,338万7,000円減の20億3,408万6,000円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

なお、再開は3月5日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時05分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員